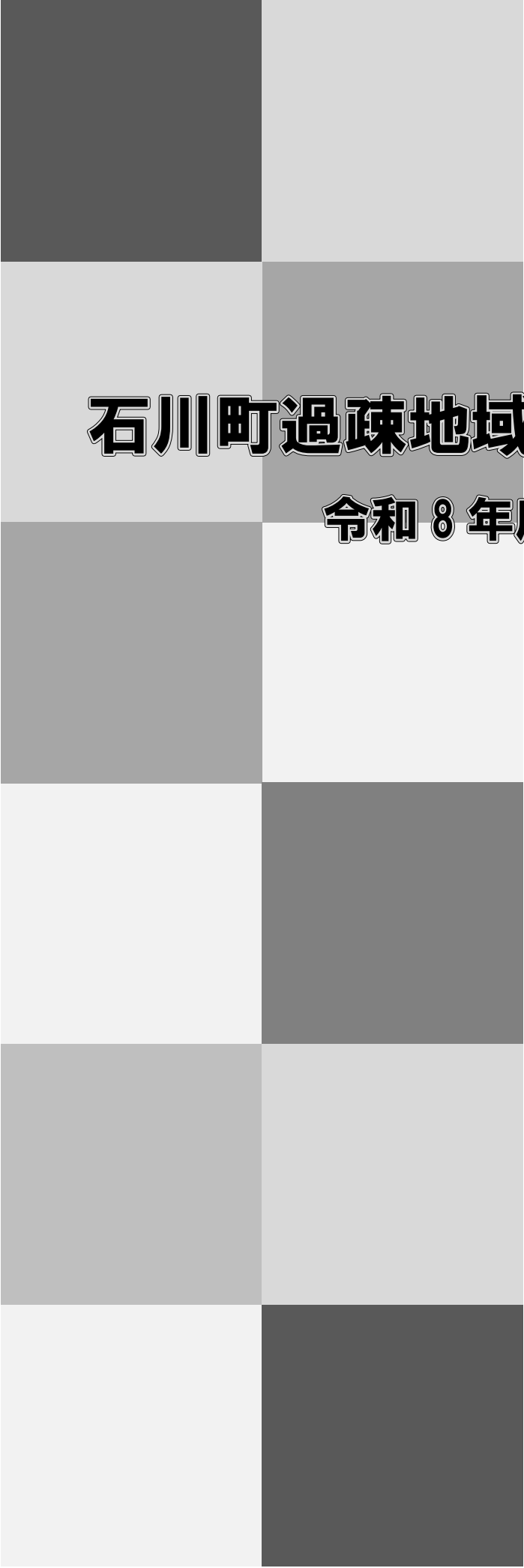




石川町過疎地域持続的発展計画

令和 8 年度～令和 12 年度

福島県石川町

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 町の概況.....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	3
(3) 行財政の状況.....	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	10
(7) 計画期間.....	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	10
(9) S D G s（持続可能な開発目標）の理念に基づく取組の推進.....	13
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
(1) 現況と問題点.....	14
(2) その対策.....	14
(3) 事業計画.....	15
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	16
3. 産業の振興	17
(1) 現況と問題点.....	17
(2) その対策.....	19
(3) 事業計画.....	20
(4) 産業振興促進事項.....	22
(ア) 産業振興促進区域及び振興すべき業種.....	22
(イ) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容.....	22
(ウ) 他市町村との連携.....	22
(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	22
4. 地域における情報化	23
(1) 現況と問題点.....	23
(2) その対策.....	23
(3) 事業計画.....	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	24
5. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	25
(1) 現況と問題点.....	25
(2) その対策.....	26
(3) 事業計画.....	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	28
6. 生活環境の整備	29
(1) 現況と問題点.....	29
(2) その対策.....	31
(3) 事業計画.....	32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	32
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	34

(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 事業計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
8. 医療の確保	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 事業計画	38
9. 教育の振興	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	40
(3) 事業計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
10. 集落の整備	43
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 事業計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
11. 地域文化の振興等	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	45
(3) 事業計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	47
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	47
(3) 事業計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	48
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 事業計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	48
14. 過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助	49
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49

〔参考資料〕

◆事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分〔再掲〕

1. 基本的な事項

(1) 町の概況

(7) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 位置、地勢

本町は、福島県中通り地方南部の石川郡中央に位置し、30km 圏内には白河市、須賀川市、郡山市があり、県庁所在地である福島市まではおおむね 70km の距離にある。

町の面積は、東西 18.9km、南北 18.3km の中に 115.71 km²を有しており、福島県の面積（13,783.74 km²）のおよそ 0.84%である。

標高は 270m から 570m で、町の北西部の阿武隈川、社川流域に広がる比較的標高の低い平坦な地域と、町の中東部、阿武隈高地の西端となる中山間地に二分される。この中山間地を流れる北須川と今出川流域に市街地が形成され、両河川が合流する町の中央部に行政機関を始め、商業施設、文教施設などが集中している。

地質的には、町の東側半分は御斉所・竹貫変成岩、西側半分は花崗岩類が分布している。これら二つの異なる岩石が接するところにあるため大変複雑な地質構造となっており、多種多様な岩石と鉱物が産出される地域となっている。

② 歴史

本町の歴史は、古くは 1 万 5 千年前の旧石器時代後期の遺跡が確認されており、ほかにも、縄文、弥生時代の遺跡も多数発掘されている。文献では平安時代に編纂された和名類聚抄（931 年～938 年）に、初めて石川の地名が確認できる。

街並みが作られたのは、源有光が前九年の役（1051 年～1062 年）の後、石川庄に土着し、下泉の地に三芦城を築き、城下町を作ったことに始まる。江戸時代になると、領主が目まぐるしく代わり百姓一揆や世直し一揆がたびたび発生したが、御斉所街道、常陸街道の宿場町、市場町として栄えた。

明治に入ると、明治 8 年（1875 年）河野広中により関東以北最初の政治結社である「石陽社」が設立され、多くの民権家を生み自由民権発祥の地と称されている。こうした中から明治 25 年（1892 年）に石川義塾（現在の学校法人石川高等学校）が設立され、現在まで多くの人材を輩出している。

その後、昭和 30 年（1955 年）に、(旧)石川町、沢田村、山橋村、中谷村、母畑村、野木沢村の 1 町 5 村が合併し現在の石川町となった。

③ 社会的条件

主要道路としては、町を縦断する国道 118 号が、北は須賀川市、郡山市へと至り、南は茨城県水戸市までのアクセスを可能としている。また、町の中心部を起点に、西へは主要地方道白河石川線が、東へは主要地方道いわき石川線が走り、阿武隈地域南部の交通の要衝となっている。

また、平成 13 年には、東北自動車道の矢吹 IC と磐越自動車道の小野 IC

1. 基本的な事項

を結ぶ福島空港道路（あぶくま高原道路）の開通に伴い、町の北端に石川母畑 IC が設置されるなど、主要高速道路へのアクセスも強化されている。

鉄道網としては、JR 水郡線が国道 118 号に沿って南北に走り、町中央部の JR 磐城石川駅と北西部の JR 野木沢駅を多くの町民が利用している。

④ 経済的条件

第 1 次産業は、主に農業であり、町北西部の阿武隈川・社川流域に広がる平坦地を中心に、稲作のほか野菜や果物の生産が行われている。また、畜産も盛んに行われており、ブランド化された「いしかわ牛」は市場でも高く評価されている。

第 2 次産業は、町内の工業用地を中心に誘致企業や古くからの町工場などがあり、町内の雇用を支えている。

第 3 次産業は、町の中心部に商店街の形成により発展した個人商店型から、広い駐車場を兼ね備えた郊外の企業型小売店へシフトしており、国道沿いには、大型スーパーやホームセンターなどが入居するショッピングモールも形成されている。

(イ) 過疎の状況

本町の人口の推移を国勢調査の実施年度でみると、平成 2 年頃までは 2 万 1 千人から 2 万 2 千人程度の人口を維持していたが、平成 7 年調査からは人口減少が急激に加速し、平成 27 年調査では、1 万 6 千人を下回った。

この結果、平成 2 年には 21,534 人だった人口が平成 27 年には 15,880 人となり、減少率で 26.2%と過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の定める基準を上回った。

出生数から死亡数を差し引いた自然増減、転入数から転出数を差し引いた社会増減のどちらにおいても平成 7 年以降一貫してマイナスとなっていることから、引き続き減少傾向が続くものと予測される。

(ウ) 社会経済発展の方向

基幹産業として振興を図ってきた農業においては、従事者の減少及び高齢化など厳しい状況ではあるが、生産物の高付加価値化や担い手の育成、6 次産業化による多角的経営への進展など、時代の流れに対応した新たな農業の確立へ向けて、生産者と行政、JA などが一体となって取り組む必要がある。

また、本町は、日本三大鉱物産地の一つに数えられ、産出される鉱物の結晶が大きく美しいことや希元素鉱物を数多く産出することで知られている。さらに、このような極めて珍しい大地から湧出する温泉も本町の地域資源であり、多方面から高い評価を得ていることから、これらを融合させた新たな取り組みにより地域の活力の増進を図る必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

(7) 人口

平成 27 年の国勢調査による本町の人口は 15,880 人と、平成 2 年の同調査による 21,534 人を 26.2%下回り、最近の 25 年の間で 4 人に 1 人が転出や死亡などにより減少したことになる。

平成 12 年と平成 27 年を比較すると、高齢者（65 歳以上）人口は 16.7%増加しているが、生産年齢人口（15 歳～64 歳）のうち特に若年者人口（15 歳～29 歳）においては 44.8%の減少という極めて厳しい減少率を示しており、人口減少と少子高齢化が同時に顕在化したことが伺える。

町は、令和 3 年 9 月に「石川町人口ビジョン」を改訂し、雇用、定住、子育て、共創のまちづくりの 4 つを基本とした施策の展開により、2060 年（令和 42 年）において人口 1 万人の確保を目標としている。

表 1-1(1) 人 口 の 推 移〔国勢調査〕

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	24,493	23,288	△4.9	22,423	△3.7	21,893	△2.4	21,731	△0.7
0 歳～14 歳	9,376	7,905	△15.7	6,342	△19.8	5,541	△12.6	5,168	△6.7
15 歳～64 歳	13,496	13,637	1.0	14,191	4.1	14,218	0.2	14,191	△0.2
うち 15 歳～29 歳 (a)	5,167	4,872	△5.7	5,117	5.0	5,101	△0.3	4,578	△10.3
65 歳以上 (b)	1,621	1,746	7.7	1,890	8.2	2,134	12.9	2,371	11.1
若年者比率 〔(a)/総数〕	21.1	20.9	—	22.8	—	23.3	—	21.1	—
高齢者比率 〔(b)/総数〕	6.6	7.5	—	8.4	—	9.7	—	10.9	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	21,727	0.0	21,534	△0.9	21,026	△2.4	19,914	△5.3
0 歳～14 歳	4,961	△4.0	4,443	△10.4	3,926	△11.6	3,144	△19.9
15 歳～64 歳	14,126	△0.5	13,960	△1.2	13,137	△5.9	12,308	△6.3
うち 15 歳～29 歳 (a)	3,992	△12.8	3,892	△2.5	3,511	△9.8	3,526	0.4
65 歳以上 (b)	2,640	11.3	3,131	18.6	3,963	26.6	4,462	12.6
若年者比率 〔(a)/総数〕	18.4	—	18.1	—	16.7	—	17.7	—
高齢者比率 〔(b)/総数〕	12.2	—	14.5	—	18.8	—	22.4	—

1. 基本的な事項

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 18,921	% △5.0	人 17,775	% △6.1	人 15,880	% △10.7	人 14,644	% △7.8
0 歳～14 歳	2,509	△20.2	2,074	△17.3	1,741	△16.1	1,424	△18.2
15 歳～64 歳	11,572	△6.0	10,716	△7.4	8,919	△16.8	7,719	△13.5
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	3,154	△10.6	2,759	△12.5	1,945	△29.5	1,763	△9.4
65 歳以上 (b)	4,840	8.5	4,906	1.4	5,206	6.1	5,430	4.3
若年者比率 [(a)/総数]	16.7	—	15.5	—	12.2	—	12.0	—
高齢者比率 [(b)/総数]	25.6	—	27.6	—	32.8	—	37.1	—

※総数には年齢不詳を含んでいる。

表 1-1(2) 人 口 の 推 移〔住民基本台帳〕

区 分	平成 22 年 3 月 31 日		平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 17,704	% —	人 16,353	% —	% △7.6	人 14,783	% —	% △9.6
男	8,644	48.8	8,024	49.1	△7.2	7,301	49.4	△9.0
女	9,060	51.2	8,329	50.9	△8.1	7,482	50.6	△10.1

区 分	令和 5 年 3 月 31 日			令和 6 年 3 月 31 日			令和 7 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 〔外国人住民除く〕	人 13,936	% —	% △5.7	人 13,675	% —	% △1.9	人 13,365	% —	% △2.3
男 〔外国人住民除く〕	6,966	50.0	△4.6	6,854	50.1	△1.6	6,672	49.9	△2.7
女 〔外国人住民除く〕	6,970	50.0	△6.8	6,821	49.9	△2.1	6,693	50.1	△1.9
参 考 男 〔外国人住民〕	36	—	—	38	—	5.6	40	—	5.3
女 〔外国人住民〕	54	—	—	88	—	63.0	81	—	△8.0

表 1-1(3) 人 口 の 見 通 し

(単位：人)

区 分	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)	令和 32 年 (2050 年)	令和 37 年 (2055 年)	令和 42 年 (2060 年)	—	—
総 数	12,973	12,022	11,037	10,034	9,071	8,189	7,389		
年少人口	1,222	1,106	1,006	918	816	716	627		
生産年齢人口	6,244	5,721	5,099	4,509	4,089	3,698	3,365		
老年人口	5,507	5,196	4,932	4,608	4,167	3,774	3,398		

資料：国立社会保障・人口問題研究所推計（準拠）

(イ) 産業

本町の基幹産業である農業を中心とした第一次産業においては、就業人口比率はもとより実数でも減少を続けている。増加傾向で推移してきた第二次産業の就業人口比率においても、平成7年以降は減少に転じている。第3次産業就業人口比率は、一貫して増加しており平成22年の国勢調査では過半数を占める結果となった。高度経済成長とともに第一次産業から第二次産業への移行し、さらにバブル経済の崩壊により第三次産業へと就業形態が変化したことが伺える。

これらは、農林業を取り巻く環境の激化や流通の発達を背景に、製造産業の海外進出などによって雇用情勢がサービス産業を中心とする第三次産業に偏重していることによるもので、今後もこの傾向は続くものと考えている。

表 1-1(4) 産業別人口の動向〔国勢調査〕

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	11,175	10,651	△4.7	11,441	7.4	11,182	△2.3	11,336	1.4
第一次産業 就業人口比率	61.3	56.4	—	46.5	—	37.3	—	30.3	—
第二次産業 就業人口比率	9.1	10.9	—	19.2	—	26.6	—	31.2	—
第三次産業 就業人口比率	29.6	32.7	—	34.3	—	35.8	—	38.4	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	11,393	0.5	11,174	△1.9	10,831	△3.1	10,162	△6.2
第一次産業 就業人口比率	24.5	—	17.7	—	13.9	—	12.9	—
第二次産業 就業人口比率	37.0	—	41.7	—	42.1	—	41.2	—
第三次産業 就業人口比率	38.3	—	40.6	—	44.0	—	45.8	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	9,402	△7.5	8,444	△10.2	7,776	△7.9	7,403	△4.8
第一次産業 就業人口比率	12.1	—	11.2	—	10.6	—	9.5	—
第二次産業 就業人口比率	38.5	—	37.7	—	36.2	—	34.0	—
第三次産業 就業人口比率	49.3	—	51.0	—	51.7	—	51.4	—

※総数には分類不能を含んでいる。

(3) 行財政の状況

(ア) 行政の状況

本町では、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展の中で、平成 18 年に石川町集中改革プランを策定以降 3 回の改訂を経て、平成 31 年 3 月まで限られた財源の中、町民の負託に柔軟に応えるため簡素で効率的な行財政運営を目指し、プランに掲げた行政課題等の項目について取り組みを進めてきた。

また、平成 31 年 3 月には、「共に創る 幸せ実現のまち」を将来像とする石川町第 6 次総合計画を策定し、官民共創によるまちづくりを展開している。

(イ) 財政の状況

令和元年度決算における本町の歳入合計 80 億円のうち、地方税が 16 億 3 千万円で全体の 20.4%であるのに対し、地方交付税と臨時財政対策債の合計額が 29 億 9 千万円で全体の 3 分の 1 を占める財政構造となっている。国の厳しい財政状況を踏まえ、さらなる自主財源の確保に努めなければならない。

歳出については、役場庁舎建設等の大規模事業を行なった平成 27 年度をピークに縮小傾向にはあるが、給食調理場建設等の公共施設の更新事業が続いており、令和元年度においては、台風 19 号災害にかかる応急救助費及び災害復旧費が一時的に増加したことで、歳出合計で 76 億 9 千万円となっている。将来の公債費の増加に備えるため経常行政コストの更なる削減に努める一方、目指す石川町像を実現するためには集中的に投資するなど、メリハリのある財政運営を図っていく必要がある。

表 1-2(1) 市 町 村 財 政 の 状 況

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額(千円) A	7,156,197	6,248,707	7,142,658	9,206,159	11,598,226
一 般 財 源(千円)	5,527,673	5,174,328	5,301,906	6,033,823	5,524,649
国 庫 支 出 金(千円)	270,753	241,338	666,070	992,807	2,950,306
県 支 出 金(千円)	387,999	311,437	442,373	685,197	901,466
地 方 債(千円)	432,800	107,900	50,700	1,061,878	1,370,164
うち過疎債(千円)	—	—	—	—	147,700
そ の 他(千円)	536,972	413,704	681,609	432,454	851,641
歳 出 総 額(千円) B	6,940,972	6,071,270	6,668,956	8,165,044	11,213,267
義 務 的 経 費(千円)	3,138,476	2,984,941	2,654,740	2,589,460	2,910,523
投 資 的 経 費(千円)	1,292,757	725,640	1,258,345	2,344,082	2,290,557
うち普通建設事業(千円)	1,133,860	536,229	1,258,345	2,285,753	1,152,311
そ の 他(千円)	2,509,739	2,360,689	2,755,871	3,231,502	5,798,516
過疎対策事業費(千円)	—	—	—	—	213,671
歳入歳出差引額(千円) C	215,225	177,437	473,702	1,041,115	384,959
翌年度へ繰越すべき財源(千円) D	788	0	180,701	587,022	156,517
実 質 収 支(千円) C-D	214,437	177,437	293,001	454,093	228,442
財 政 力 指 数	0.390	0.428	0.411	0.412	0.428
公 債 費 負 担 比 率(%)	16.7	18.0	11.6	7.6	9.8
実 質 公 債 費 比 率(%)	—	22.0	15.0	5.0	4.6
起 債 制 限 比 率(%)	8.7	13.3	—	—	—
経 常 収 支 比 率(%)	78.4	91.2	78.3	79.9	86.9
将 来 負 担 比 率(%)	—	—	63.3	12.9	26.8
地 方 債 現 在 高(千円)	7,988,957	7,201,718	4,714,202	6,014,019	7,904,461

(ウ) 公共施設等の整備状況

本町の町道については、改良率が 56.7%と低く、狭隘な路線が数多くある。自動車が主な交通手段である本町の住民にとって、いずれの路線も生活道路となっていることから、今後も町道の整備は必要不可欠である。

水道事業については、昭和 45 年に建設された浄水施設が著しく老朽化していることから、令和元年度より浄水場更新事業に取り組んでいるほか、現在布設されている老朽管及び石綿セメント管の更新も進める必要がある。

また、行政施設の一部には、今後も必要な施設としながらも老朽化が著しい施設もあることから、計画的な整備が必要である。

1. 基本的な事項

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 27 年度末	令和 2 年度末
町道						
改良率(%)	11.1	39.6	49.3	53.8	55.3	57.2
舗装率(%)	27.4	42.6	53.0	71.8	72.7	77.9
農道						
延長(m)	58,234	40,395	41,032	40,847	37,090	33,628
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	17.5	12.3	12.5	—	—	—
林道						
延長(m)	20,888	31,496	31,496	22,704	15,895	15,895
林野 1ha 当たり林道延長(m)	3.5	5.0	5.2	—	—	—
水道普及率(%)	52.6	58.9	66.8	72.4	72.8	75.7
水洗化率(%)	—	2.0	13.0	45.2	53.5	68.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	9.6	10.9	8.6	0.4	0.5	0.5

(4) 地域の持続的発展の基本方針

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では現在、平成 31 年 3 月に策定した石川町第 6 次総合計画に基づき各種事業を実施する一方、石川町行政改革大綱（昭和 61 年 2 月策定）以来行財政改革の不断の取り組みを進め、財政運営の健全性と行政サービスの質の向上をめざし行政運営をしてきた。

令和 10 年度を目標年度とする第 6 次総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）では、急激な少子高齢化への対応、大規模な自然災害から得た経験に基づく安心安全の確保等、町の将来を左右する課題に対し、重点的に取り組んでいくため、子育て、防災、定住・移住、交流人口、共に創る（対話）の 5 つの施策を掲げて進めているところである。

このような中、本町においては少子高齢化による人口構造の変化と若年者層の転出による人口減少が顕在化し、平成 29 年 4 月 1 日、過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域として指定されるに至った。このような状況を鑑み、近年における地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの自立に向け地域における持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

過疎地域における持続的発展のための対策は、創意工夫を尊重し、地域社会の担い手育成や多様な人材の確保、産業振興と雇用機会の拡充、DX の推進、交通機能の確保及び向上、住民生活の安定と福祉の向上、集落育成や再編成の促進、景観整備や文化振興、脱炭素・循環型社会形成の推進等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成することが急務となっている。

今後、持続的発展に向けた取り組みを展開するにあたり、後期基本計画との整合を図りながら、財政の健全性維持を基本に、人口の減少に正面から向き合い、豊かな自然や歴史文化資源を活かし、活力と笑顔があふれ、生涯にわたり安心して暮らせる社会の実現に向け、共に支え、協力して創る「共創」によるまちづくりを進め、誰もが「幸せ」を実感し、実現できる町を目指すものである。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標の内容は次のとおりである。

◇ 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療）

子どもから高齢者までのすべての世代が、性や障がいに関わらず、共に生きる安全安心な地域をめざして、一人ひとりの人権を守り、保健、福祉、医療の向上に努める。特に、子育て環境の整備、働く人の健康増進、高齢者・障がい者の自立支援、医療体制の確保を進める。

◇ 活力ある産業を形成するまち（産業・観光）

新たな担い手の確保及び経営所得の向上をめざすとともに、消費者のニーズに柔軟に対応できる産業の育成を推進し、活気あふれるまちづくりをめざす。

◇ 豊かな心・町民文化を育むまち（教育・文化・スポーツ）

新しい時代や社会の変化の中で創造性を発揮し、互いに助け合い協力し合う心豊かな人材の育成を図る。また、誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習の充実と文化、芸術、スポーツの推進を図るとともに、地域の歴史、文化、自然の保護・活用を図り、郷土を愛する心の醸成を図る。

◇ 安全で住みよいまち（防災・生活環境）

安全・安心で快適に暮らせる環境づくりを進め、人にも、地球にもやさしいまちづくりをめざす。

◇ 都市機能が充実したまち（生活基盤）

緑豊かな自然環境と限りある資源を活かしながら都市機能の計画的な整備を図り、機能的で快適な生活環境づくりをめざす。

◇ 共に創るまち（地域自治・行政運営）

町民と行政が、それぞれの立場で役割と責任を担い、郷土への愛着や誇りを実感できる地域づくりを進める。

表 1-3(1) 人 口 に 関 す る 目 標

(単位: 人)

数値目標	計画時 H31 (2019)	現状値 R5 (2023)	後期目標値 R10 (2028)
合計特殊出生率	1.46	0.97	1.80
転出超過数	137	49	40

1. 基本的な事項

1 行政改革の推進

P P P ・ P F I などの官民連携による新たな手法の導入により事務の高効率化を図るとともに、住民ニーズに即応できるスリムで洗練された行政組織の構築をめざす。

また、町が保有する公共施設においては、老朽化対策による安全性確保を徹底しながら、施設サービスの適正化を図り、利用しやすい公共施設の運営をめざすとともに、未利用資産については、優先的に処分を検討する。

2 自主財源の確保

町民の納税意識の高揚と収納率の向上を図るため、口座振替制度の推奨とともに、税、使用料等のコンビニ収納サービス Q R コード、バーコード決済を推進し、自主納付の充実を図る。

また、内部資金の運用による自主財源の確保も検討する。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、事務事業評価と、各種統計数値による進捗状況から評価を行い、客観的、相対的な視点を取り入れ、実効性の見える化を図る。

あわせて、実施計画に基づく事務事業については、重要業績評価指標 (KPI) により、事業の進捗状況を数値的に判断し、毎年度事務事業評価を行うとともに議会へ報告する。

(7) 計画期間

本計画は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備については、石川町公共施設等総合管理計画に記載された全ての公共施設等の整備が総合管理計画に適合する。また、計画に定める基本的な考え方に基づき、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

石川町公共施設等総合管理計画抜粋（改訂後）

～「第 3 章. 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」～

◆基本方針

(ア) まちづくりと連動した公共施設管理の推進

「石川町第 6 次総合計画」の目指すまちづくりの方針や、「まちなか再生行動計画書」を見据え、各種計画と連携しながら、持続可能なまちづくりを検討します。

今後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域や施

設の特性を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を推進します。

(イ) 施設保有量の最適化

全庁的な視点を持って、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。類似・重複した施設の集約化や複合化を進め、利用状況が低くかつ老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。また、必要とされる施設については、計画的に更新します。

(ウ) 計画保全（予防保全）による長寿命化

都市インフラ施設（道路、橋りょう、上水道等）をはじめとした、今後も継続して使用する公共施設については、これまで行ってきた「事後保全」型の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的に修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

(エ) 町民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化などによる町民ニーズの多様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取組など、時代の要請に対応するため施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮しながら公共施設の有効活用を行います。

(オ) 民間活力を生かした取組の推進

民間企業などが有するノウハウを積極的に活用して、サービス水準を維持しながら、計画的・効率的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

◆実施方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・現在行っている定期点検を今後も適切に行います。
- ・施設の保全の優先度の判断にあたっては、劣化診断等により、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況や管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。
- ・一部の日常点検の機能を住民に担っていただくなど、住民との協働による点検診断等の実施を目指します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点から優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ・地域に対する公共施設の譲渡や地域団体への指定管理委託を進めるなど、住民主体の維持管理を進めます。
- ・受益者負担の見直しを行い、維持管理のための適正な負担を利用者に求めます。

1. 基本的な事項

- ・維持管理や修繕に関する情報を蓄積することで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画を立てるのに役立っています。
- ・管理運営にあたっては、民間活力の積極的な活用を推進します。
- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めます。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・安全の確保にあたっては、多数の住民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・老朽化が著しい施設については、住民の安全確保の観点から、用途廃止等の措置を適切に講じます。

(I) 耐震化の実施方針

- ・災害拠点としての位置づけや、多数の住民の利用の有無などの視点から、耐震化の優先順位を検討します。
- ・今後も継続して使用すると決定し、耐震化が必要と判断した建物は、早期の耐震化の検討を進めます。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・住民とともに、大切に公共施設を取り扱うことで、少しでも長く公共施設を利活用できるようにします。
- ・公共施設の耐用年数到来年度（公共施設の更新の対応時期）を把握し、他施設と複合化することが可能な施設については、必要な長寿命化を実施します。
- ・インフラ資産については、ライフサイクルコストの最小化を意識して、必要な長寿命化を行います。

(カ) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設の更新にあたっては、福島型ユニバーサルデザインの理念に基づく5つの基本方針を定め、これを推進します。

基本方針1 すべての人が快適に利用できる施設

基本方針2 すべての人が簡単に利用できる施設

基本方針3 すべての人が安全に利用できる施設

基本方針4 さりげなく美しい施設

基本方針5 どのような状況にも柔軟に対応できる施設

(キ) 統合や廃止の推進方針

- ・公共施設の見直しにあたって、総量縮減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設の状態にとらわれない、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行います。
- ・当該サービスが、公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意します。

- ・ 公共施設の多機能集約化（1つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高めること）の取り組みを進めます。
- ・ 近隣市町村との広域連携を一層進め、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討していきます。
- ・ インフラ資産についても、その必要性について十分に精査を行い、将来コストを見据えた保有量に抑えます。
- ・ 取壊しが最適と判断した施設は、早期の除却を検討します。

(7) 脱炭素化の推進方針

- ・ 公共施設の新築・改修時などには、断熱性の高い建材の利用や、太陽光発電設備を導入するなどの ZEB 化 を検討・推進し、省エネ性能向上を図ります。
- ・ 炭素貯蔵効果を高めるため、建築物への木材利用を促進していきます。

(9) SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づく取組の推進

SDGs（Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標である。

SDGs の理念については、本計画の基本方針等と重なるものであり、本計画を推進することで、SDGs に基づく取組を推進することにつながるため、本計画においては、取組の分野ごとに SDGs の目標を関連づけ、SDGs 推進に取り組むこととしている。



2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



(1) 現況と問題点

(7) 移住・定住

本町の人口は、平成2年以降減少している。特に、20歳代から30歳代の転出が多く、進学や就職、結婚等を機に町外へ流出していることが考えられ、アンケート調査においては、転出者のうち約3割が本町に戻りたいと回答しており、住む場所を決める際に重視する点として、経済的支援に加え、仕事と移動手段の確保が求められている。

また、移住情報の発信や移住に関する相談から住まいや仕事までを幅広く支援するワンストップ総合相談窓口の設置やお試し住宅の整備など、多様なニーズに対する支援が求められている。

(4) 地域間交流

本町では、地域イベントによる賑わいの創出や他地域との交流など様々な分野において、地域課題の解決や緩和を目的とした地域づくり活動が行われているほか、災害時等における近隣自治体等との相互連携、観光・交流の促進、地域づくりの振興など、広域的な連携と交流を進めている。

今後は、より広域的な連携と交流を通して新たな価値を創造し、移住者の増加にもつながる各種取り組みの推進と都市住民の関心を獲得するための地域資源の活用や、効果的な情報の発信が求められており、町内外の様々な機関や団体と連携し、広域的な交流や施策展開を推進することが重要となる。

(5) 人材育成

人口減少や少子高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、集落機能の低下や存続が懸念される地域が生じている。集落機能を維持するために地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要がある。

(2) その対策

(7) 移住・定住

今後、町内在住者やU・I・Jターンを希望する方々のニーズを的確に把握し、相談体制や住まいを中心とした環境の整備を行うとともに、若者を中心とする町内外の有用な人財を積極的に確保・育成し、本町への移住・定住を促進する。

また、若い世代を中心に、U・I・Jターン等によって本町への移住・定住の促進につながるよう、住まいへの総合的な支援を行うとともに、ICTやAI等の未来技術を活用した住環境の向上を目指す。

(イ) 地域間交流

特色ある地域資源や施設等を有効に活用し、住民同士の交流を深め、豊かさを実感できる地域づくりを推進するとともに、田舎暮らしなど多様なライフスタイルを求める移住希望者の増加が見込まれることから、地域内の未利用施設や空き家、農地などの資源を活用した新しい交流や連携の可能性を創造する。

また、地域への多様な関わり方の一つである交流人口や関係人口、テレワークやワーケーションの創出・拡大に向け、本町の魅力の向上と継続的な情報発信に取り組む。さらに、複数の市町村による広域連携や、連携中枢都市圏の事業を推進する。

(ウ) 人材育成

産業の担い手となる多様な人材が定着し活躍できるよう、経営の強化や法人組織経営体の育成・発展などを図るとともに、新規就業者の確保・育成や地域のリーダーとなる担い手の育成、誰もが働きやすい環境づくりや多様な人材の受入れなど、地域産業を支える人材が活躍し、快適で安心して暮らせる生活の場づくりを推進する。

また、将来の地域社会を担う子どもたちが、地理的な特性や学校の環境等を越え、等しく教育を受ける機会を確保できるよう、ICTを活用した遠隔授業や交流を推進するとともに、学校と家庭、地域等が連携・協力しながら、児童生徒が地域を理解したり、地域課題の解決に向けて探究的に学ぶ活動を通じて、ふるさとに根付く子どもを育む取組を推進する。

さらに、地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用することで、地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進する。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住促進事業 空き家・ふるさと復興支援事業 移住支援金 結婚新生活支援事業 移住定住促進家賃補助	石川町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		定住促進事業 テレワーク×くらし体験補助金	石川町	
		石川ワーク&ライフの推進 石川ワーク&ライフの推進事業	石川町	
		地域おこし協力隊の活用 定住促進事業（再掲）	石川町	
		関係人口の創出拡大 地方創生推進事業	石川町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」における施設等の整備については、石川町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

石川町公共施設等総合管理計画抜粋
～「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」～

3. 産業の振興



(1) 現況と問題点

(7) 農業

本町の基幹産業である農業は、阿武隈川に面した平地に位置する土地利用型農業を中心とした地域と、阿武隈山系に面した小区画の水田、畜産等の盛んな地域に区分される。販売農家数は720戸余りであるが、1戸当たりの平均経営耕地面積は約1.67haと経営規模は零細である。

農業・農村を取り巻く情勢は、農業の担い手の減少や高齢化の進行などに伴い、農業集落の持つ多面的機能が低下してきているとともに、食料自給率の低迷、遊休農地（耕作放棄地）の増加など様々な問題を抱えている。

また、有害鳥獣の被害については、東日本大震災以降に大きく変化し、主にイノシシの生息域の拡大に伴い、食い荒らしなどの農作物被害が深刻となっている。

区 分	平成 12 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総農家数(戸)	1,738	1,450	1,257	1,056
農業就業者数(人)	1,287	911	805	682
経営耕地総面積(a)	176,500	142,000	123,594	121,124
耕作放棄地面積(a)	—	55,800	63,101	—

資料：農業就業者数は国勢調査、それ以外は農林業センサス

(イ) 林業

森林・林業を取り巻く情勢は、林業従事者の減少により、良質な木材の生産・供給体制の維持が困難となり、森林の荒廃が進行している。

さらに、東日本大震災以降、森林所有者による森林経営の意欲がより低下し、森林の荒廃を招きつつあり、環境保全、災害防止、水源の涵養^{かんよう}の機能を確保することが難しくなっている。

区 分	平成 12 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
林業就業者数(人)	22	30	18	23

資料：国勢調査

(ウ) 地域産業

豊かな自然や豊富な農産物、地域に根差した誇るべき伝統文化など特色ある地域資源を有する一方、人口減少に伴う担い手や後継者不足、消費の減退などの課題がある。また、経営強化や生産性の向上、技術力の強化など、経済社会環境の変化に対応した取り組みが求められている。

(エ) 企業誘致

本町への企業立地の促進に向け、豊かな資源、首都圏等からの立地条件、地震による被災リスクの低さ、町内にある2つの高等学校や良質な人材といった、本町の立地優位性を活かした企業誘致の取り組みが求められている。

しかし、空き用地として提供できる土地がなく、新規立地や増設等のニ

3. 産業の振興

ーズに対応できていない。

(オ) 商工業

近年の車社会や多様化する消費者ニーズの影響により、まちなかのにぎわいが失われ、地域経済の活力低下が懸念されている中、商業においては、深刻化する経営者の高齢化や後継者不足の問題等から、廃業やシャッターが下りたまの店舗が見られるなど、中心市街地の空洞化が目立つようになってきている。これらは、総体的な購買力の低下や大型店進出の影響によるものと思われ、地域コミュニティの核としての役割を持つ商店街の活性化が必要となっている。

工業は、町内に3箇所ある工業団地を中心に集積が図られ、非鉄金属加工、特種車両製造、医療機器製造、皮革加工、縫製など、多種にわたる業種が操業しているが、人材不足による労働力の低下や原油価格・物価高騰により厳しい経営環境に直面しているなど、中小企業を取り巻く課題は厳しさを増しており、中小企業の経営支援、新たな地域産業の創出、更なる企業誘致などによる産業の活性化や安定的な雇用の確保が求められている。

また、産業競争力強化法（平成25年12月11日法律第98号）に基づき国の認定を受けた石川地方の創業支援等事業計画により、商工会や金融機関などの支援機関と連携し、創業希望者に対するワンストップ相談窓口の設置や創業スクールの開催等創業を支援している。

区 分	平成12年	平成22年	平成26年	令和2年
製造品出荷額等(百万円)	33,416	31,723	22,798	21,101
年間商品販売額(百万円)	25,706	18,924	17,456	16,132

資料：製造品出荷額等は工業統計調査、年間商品販売額は商業統計調査
(いずれの項目も、令和2年は令和3年経済センサス-活動調査)

(カ) 観光

本町には東北屈指のラジウム温泉として名高い母畑温泉のほか、猫啼、片倉の3つの温泉と5軒の温泉旅館があり、伝統文化、歴史遺産、鉱物、今出川・北須川の桜並木とともに大きな観光資源となっている。

しかし、東日本大震災に伴う原子力発電所事故は今もなお風評被害をもたらし続けており、さらに新型コロナウイルス感染症対策の影響から、旅行形態が団体から個人へ変わったこともあり、激減した観光客数を取り戻すに至っていない。

区 分	平成12年	平成22年	平成27年	令和2年
温泉入込客数(人)	219,795	214,732	178,726	97,508

資料：福島県統計年鑑、石川町のすがた

(キ) レクリエーション

「母畑レークサイドセンター」は、天然芝のグラウンド、体育館、テニスコートのほか遊歩道やキャンプ施設を備え、冬期間はスケートセンターも利用できるなど、豊かな自然に囲まれた場所に位置し、地域住民をはじめ

め町内外から広く利用されている。

母畑レークサイドセンター運営協会の管理運営のもと利用促進を図ってきたところであるが、施設設備の老朽化もあり、近年利用者数が伸び悩んでいる。

(2) その対策

(7) 農業

農業生産基盤の整備、既存施設の改修及び機能強化を推進し、遊休農地（耕作放棄地）の解消や発生防止を図るとともに、先端技術を活用した自動化・省力化に向けた取り組みなど、効率的で安定的な生産体制の確立を図る。

農地法を基本とした農地の適正な保全に努めるとともに、地域計画に基づいた担い手への農地集積や新規就農者等への支援により、農業担い手の育成を推進する。

さらに、豊かな地域資源を生かした特産加工や農産物の高付加価値化やブランド和牛であるいしかわ牛の生産振興を推進するとともに、農畜産物の6次化を推進し、加工製品などを販売する道の駅についても整備を図る。

また、有害鳥獣による農作物被害を防止するため、広域での取り組みにより被害防止対策をより一層強化する。

(8) 林業

林業については、森林が有する多面的機能の発揮に向け、計画的な伐採・植林を行なうとともに、施業の集約化及び機械化を推進し、生産性の向上と作業コストの低減を図る。

あわせて、森林経営管理制度に基づく森林の管理・経営体制の整備を進め、安定的な森林経営管理の確立を図る。

(9) 地域産業

過疎地域の地域資源をいかした産業において、新商品の開発や後継者育成、異業種産業間の交流を行う等の地域産業の持続、発展に向けた取組を支援するとともに、観光産業と連携した地域ブランドの形成、販路開拓を図る。

(10) 企業誘致

立地条件が不利な過疎地域においても企業を誘致できるよう、金融融資制度や税制優遇の活用を促した企業誘致を推進するとともに、地域資源を活用した事業展開や、地域住民、学生、NPO等の多様な実施主体による新規起業を支援する。

企業の新規立地や増設等のニーズに対して、民間の未利用地の活用も含めたオーターメイド型による立地を促進する。

サテライトオフィスの開設やテレワークを支援し、交流人口及び関係人口の拡大と雇用の創出を促進するとともに、地域の課題解決を促すコミュ

3. 産業の振興

ニティビジネスの取組等を支援する。

(オ) 商工業

現行の創業支援事業を継続するとともに、新規創業者の資金調達や経営相談に対応できるよう石川地方5町村、商工会、金融機関等支援機関の連絡会議を開催するなど更なる体制の整備を進める。

あわせて、創業支援のみならず、町内事業者の経営資源を後世に引き継ぐことや廃業を防ぐために、関係機関と連携した事業承継支援に取り組む。

商業の核となる商店街に新たなにぎわいを創出するため、創業支援と連携した空き家や空き店舗の利活用を推進する。また、にぎわいの再生から商店街周辺エリアの価値向上と、利便性の高い良好な地域コミュニティの形成、商業まちづくりの実現や地域住民の買い物支援の取り組みを図る。

地域経済の自立的な発展のため、石川地方5町村による企業合同説明会の開催や関係機関と連携した中小企業の経営基盤の強化を図ることで、雇用機会の拡大と安定した経営環境を構築する。

(カ) 観光

観光客ニーズの変化を把握した上で、豊かな自然環境や景観、温泉や歴史遺産など、本町の地域資源と連結した観光まちづくりを推進し、更なる観光誘客や交流人口の拡大を図る。

一般社団法人地域商社 SAKURAIIZE と連携した町内観光消費の仕組みや体験型プログラムを創造し、着地型観光の実施団体や事業者育成を図る。

本町独自の観光素材の掘り起こし・磨き上げを行うとともに、近年のアウトドア、体験型観光、個人旅行など、ニーズや志向の変化に対応した観光産業を振興する。

(キ) レクリエーション

町民の憩いの場として維持していくとともに、利用者ニーズを的確に捉え、町内外からの利用者の増加を目指す。また、スクラップアンドビルド方式による施設の再編整備を図るとともに、トライアルサウンディングにより施設の利用価値や活用方法を検討する。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 ・農業	農業施設管理事業 赤羽堰	福島県	
		農業基盤整備事業（ほ場整備） 沢井地区、外楨地区、中谷地区	福島県	
	(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業	鳥獣被害対策事業 鳥獣被害対策実施隊報償 鳥獣被害防止施設等整備費補助	石川町	当該施策は 地域の持続 的発展に資 するもので
		森林環境保全事業	石川町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		広葉樹林再生事業委託 松くい虫防除事業委託 森林環境保全整備事業費補助		あり、その効果は将来に及ぶものである。
		農業経営体活性化事業 新規就農者経営確立支援 認定農業者経営改善ステップアップ事業補助 収入保険加入促進支援 耕作放棄地解消支援 農業経営担い手育成支援	石川町	
		園芸作物振興事業 園芸産地育成支援	石川町	
		水田利活用自給力向上事業 水稻低コスト化推進 新規需要米生産推進	石川町	
		地域農産物6次化推進事業特産品開発事業 特産品開発支援	石川町	
		畜産振興事業 酪農ヘルパー利用促進 飼育牛予防接種支援 優良基礎牛導入支援 畜産経営継続支援	石川町	
		農地流動化事業 農地集積・経営規模拡大支援	石川町	
		地域計画（人・農地プラン）推進事業 新規就農者育成支援	石川町	
		観光物産振興事業 観光物産振興事業委託 観光イベント補助、観光街路灯LED化	石川町	
		商工団体支援事業 事業費補助	石川町	
		中小企業経営支援事業 がんばる企業支援事業費補助 経営合理化資金信用保証料補助	石川町	
		創業支援事業 創業支援補助、空き店舗等活用補助	石川町	
		企業立地推進事業 企業立地奨励金	石川町	
	(11) その他	道の駅運営事業 道の駅運営	石川町	
		レクリエーション施設整備事業 母畑レークサイドセンター内施設の修繕	石川町	

3. 産業の振興

(4) 産業振興促進事項

(7) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
石川町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(4) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 事業計画」のとおり。

(5) 他市町村との連携

産業振興を促進するにあたっては、近隣自治体と連携をしながら進める。

〔こおりやま広域連携中枢都市圏〕

本町を含む近隣の16市町村が「連携中枢都市圏」を形成し、様々な分野で相互に強みを伸ばし、弱みを補いながら圏域全体を活性化していくための取り組みを推進する。

〔構成市町村〕

郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

※網掛け：過疎指定地域

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「3. 産業の振興」における施設等の整備については、石川町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

石川町公共施設等総合管理計画抜粋
～「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」～

6 レクリエーション施設・観光施設

母畑レークサイドセンターは昭和59年度に整備された総合レジャー施設であり、体育館、アイススケート場、グラウンド等を備えています。が、老朽化が進行しているとともに、多額のコストがかかっています。現在休止中のレストハウスを含め、老朽、未利用施設の廃止や民間活力の導入等、今後さらなる在り方の検討が必要です。

4. 地域における情報化

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



(1) 現況と問題点

町内主要幹線に光ファイバーケーブルが布設され、インターネット接続エリアはほぼ全町をカバーし、携帯電話の通話エリアも事業者への要望により約99%まで拡大したが、一部支障を来している地域も存在している。

マイナンバー制度の施行により、町民サービスの向上が図られているが、各種手続きのオンライン化等、デジタル社会の形成を図るような施策が求められている。また同時に、個人情報を含めた行政情報について、外部からの不正アクセス対応など、更なる管理体制の強化が必要である。

災害などの緊急情報を周知する手段として、防災行政無線を活用しており、デジタル化も図られ、今後は、整備した情報通信基盤を十分に活用し、産業の振興や生活の利便性の向上などにつなげていくことが必要となっている。

また、住民向けのデジタルサービスの更なる拡充が求められており、ペーパーレス化や各種手続きのオンライン化を進め、デジタル技術を積極的に活用することで、住民サービスの利便性向上と業務効率化を目指す必要がある。今後は、デジタルデバイドの解消と、地域ごとの特性に合ったICT支援を強化し、「Society 5.0」の実現に向けた取組を加速させることが重要である。

(2) その対策

携帯電話の不通話エリアやインターネットへの未接続エリアの詳細調査を実施し、各事業者に対する環境改善の要望など、通話エリア等の100%カバーを目指す。

行政の各種手続きのオンライン化等、デジタル社会の形成を図るような施策を図り、町民の利便性を高めるとともに、行政情報を厳格に管理していくため、引き続き情報管理の強靱化を図る。

防災行政無線のデジタル化整備にあわせ、緊急時にも的確に情報を届けられるよう提供方法の改善を図る。

窓口をはじめとする行政サービスは、与えられた資源の中で一層の質の向上をめざすとともに、これまで職員が内部的に処理してきた定型業務には、AI等の先進技術を積極的に導入し、行政サービスの充実と事務処理の簡素化を高次元で推進する。

ICTを活用した特産品等の地域情報の発信を行い、地域の活力の向上と交流人口の拡大を図る。

4. 地域における情報化

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	光ファイバーケーブル管理事業 通信設備保守管理、電柱共架料	石川町	
		防災行政無線維持管理 通信設備保守管理委託	石川町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	電子自治体化の推進 I C T 総合管理経費	石川町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「4. 地域における情報化」における施設等の整備については、石川町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

石川町公共施設等総合管理計画抜粋
～「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」～

5. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進



(1) 現況と問題点

(7) 道路の整備

① 町道

道路網は、国道 118 号、主要地方道いわき石川線、主要地方道白河石川線、主要地方道飯野三春石川線の 4 路線が道路ネットワークの骨格を形成し、周辺町村と本町を結ぶ県道 8 路線がそれを補う役割を担っており、計画的な改良整備や速やかな舗装修繕を要する。

これら国県道を連結するように町道が網羅されており、通学・通勤への利用をはじめ、町民が安全で快適な日常生活を営むうえで極めて重要である。令和 7 年 4 月現在、573 路線で延長 419.3 km、改良済延長 240.5 km（改良率 57.4%）を管理しているが、整備状況もまだまだ低い水準となっている。また、橋りょうは、131 橋で延長 1.8 km を管理しているが、そのほとんどが老朽化している。

道路、橋りょうとも町民の生活や産業の利便性向上のため、年次計画により効率的・効果的な整備・管理を進めていく必要がある。

② 農道

農業を基幹産業とする本町にとっては、農業の生産向上と農村の健全な発展を図るため、農道整備による耕作機械の搬入や生産物の搬出作業の効率化を図る必要がある。

③ 林道

林道については、慢性化している林業不況から森林所有者の経営意欲が減退し、ますます山林の荒廃が進行することが懸念されるため、管理や間伐材等の搬出のための林道・作業道を整備する必要がある。

(4) 過疎地域持続的発展特別事業

① 地域公共交通の確保

本町における公共交通の現状は、定時路線型の乗合バスと鉄道、タクシー事業者により構成されているが、中山間地という地理的条件や、道路整備環境等から、公共交通の空白地帯が点在している。

乗合バスにおいては、利用者数の減少などから、全路線が赤字路線であり、運行維持にかかる自治体の費用負担は年々増加傾向にある。さらに、他自治体へと繋がる広域幹線・路線バスが経由する公共交通の要衝であり、本町だけでは地域公共交通ネットワークの形成・路線再編ができないため、周辺市町村との協議・調整が課題となっている。

中山間地特有の自家用車依存型の地域が形成されており、公共交通利用者の減少や、町外及び郊外の大規模商業施設への人の流れなどから、中心市街地の衰退・空洞化が懸念され、「まちづくり」と「交通」が一体となった施策展開が課題となっている。

今後は、高齢化が更に進行する中、高齢ドライバーの運転免許返納や、独居高齢者の外出機会の減少に伴う健康面への不安が懸念されており、交

5. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

通弱者に配慮した交通手段の整備、確保が課題となっている。

(2) その対策

(ア) 道路の整備

① 町道

町民生活の利便性向上と地域経済活動の活性化のため、国道 118 号の整備促進をはじめ主要地方道いわき石川線バイパスの早期供用、その他県道の急勾配区間や狹隘区間の改善など、国・県等関係機関に対し引き続き働きかけていく。

また、町民生活に最も密着した町道については、円滑な交通の確保と利便性の向上を図るため、幹線町道を中心とした改良をはじめ、轍等が生じるなど損傷の激しい路線の舗装修繕や、側溝等の道路環境整備を計画的に実施する。

橋りょうについては、老朽化の著しい橋りょうを優先に「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく効率的な改修・補強整備を進める。

② 農道

農道については、地域産業の活性化による地域の自立を促す方策として、効率的な農業展開に必要な耕作道の整備を進めていくとともに、既存農道の安全な交通と適切な維持管理に努めていく。

③ 林道

林道については、森林管理の強化や木材の効果的・効率的な供給が必要であることから、既存林道の修繕などの維持管理に努めていく。

(イ) 過疎地域持続的発展特別事業

① 地域公共交通の確保

令和 5 年 3 月に策定した「石川町地域公共交通計画」を基本に、町民と交通事業者、町が連携し、地域特性や現況、町民ニーズに対応した効率的かつ効果的で持続可能な公共交通体系の構築を図る。

市町村を跨ぐ広域路線については、利用需要に合わせた再編を行うとともに、町内移動の利便性を高める。

交通空白地域、不便地域を解消し、高齢者の外出支援等交通弱者への対応を図るため、小需要型に対応する乗合タクシーやデマンド型交通、高齢者タクシーチケット支援などの地域に適した交通体系を創出する。

I C T 等を活用した新たな交通手段の導入の検討や地域自治協議会（地域運営組織）が事業主体となった輸送活動を支援する。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道 ・道路	町道改良事業 町道 3042 号線 (中田字大塚) L=352.6m 町道 220 号線 (字大内) L=380m 町道 111 号線 (母畑字長石田) L=80m 町道 222 号線 (双里字松作) L=280m 町道 2050 号線 (母畑字清水作) L=274.9m 町道 213 号線 (母畑字藤扱沢) L=2150m 町道 111 号線 (塩沢字禿山) L=198.4m 町道 1132 号線 (沢井字大日原) L=598.1m	石川町	
		町道舗装修繕事業 町道 105 号線 (沢井字深谷 外) L=1300m 町道 2040 号線 (母畑字竹ノ内 外) L=789m 町道 3050 号線 (中田字石ノ森 外) L=709m 町道 3072 号線 (北山字双石 外) L=400m 町道 3078 号線 (谷沢字北ノ前 外) L=600m 町道 4019 号線 (字立ヶ岡 外) L=274m 町道 4027 号線 (字大沢 外) L=415m 町道 103 号線 (字鹿ノ坂 外) L=325m 町道 4047 号線 (双里字赤沼) L=450m	石川町	
	・橋りょう	橋梁修繕事業 町屋橋 (中野字町屋) L=12.65m 鳥内橋 (新屋敷字鳥内) L=51.4m 神前橋 (字下泉) L=30m 大正橋 (字当町) L=42.95m 手倉跨道橋 (母畑字手倉) L=20.5m 松岡橋 (字松木下) L=53.6m 第一関根橋 (字関根) L=29.66 立ヶ岡橋 (字立ヶ岡) L=13.5m 榎橋 (谷沢字榎町) L=14.69m 高蔵内橋 (母畑字高蔵内) L=30.7m	石川町	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業	路線バス対策経費 地方バス路線運行維持対策費補助 地域公共交通確保維持改善事業 地域公共交通計画策定 地域公共交通活性化協議会負担金 地域公共交通再編実証実験 買い物支援ミニバス運行経費	石川町 石川町	当該施策は 地域の持続 的発展に資 するもので あり、その効 果は将来に 及ぶもので ある。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「5. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」における施設等の整備については、石川町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

石川町公共施設等総合管理計画抜粋

～「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」～

19 道路

町道は、円滑な交通の確保と利便性の向上を図るため、幹線道路を中心とした道路改良をはじめ、轍等が生じる等損傷の激しい路線の舗装改良や、側溝等の道路環境整備を計画的に整備します。

農道については、地域産業の活性化による地域の自立を促す方策として、効率的な農業展開に必要な耕作道の整備を進めていくとともに、既存農道の安全な交通と適切な維持管理に努めます。

また、林道については、森林管理や林業生産の強化を図るため、林道整備の推進による林業の基盤整備を進めます。

いずれも、本町の財政状況を踏まえ、緊急性や重要性等を勘案して整備を行うとともに、トータルコストの縮減を目指して、計画的かつ予防保全的な取り組みを実施し、道路利用者の安全確保等に努めます。

21 橋りょう

石川町が管理する橋りょうの中で20年後に架設後30年以上経過する橋りょうは全体の約76%を占めるため、近い将来一斉に架替時期を迎えることが予想されます。したがって、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋りょうの寿命を100年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減します。

健全度の把握については、橋りょうの架設年度や立地条件等を十分考慮して実施するとともに、福島県市町村橋梁点検マニュアルに基づいて定期的の実施し、橋りょうの損傷を早期に把握します。

また、橋りょうを良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール、清掃等の実施を徹底します。

6. 生活環境の整備



(1) 現況と問題点

(7) 水道施設

本町の上水道事業は、昭和 28 年度に計画給水人口 10,000 人、計画 1 日最大給水量 1,800 m^3 の規模で創設認可され、昭和 32 年度より給水を開始した。

その後、給水区域及び給水量の拡張事業、浄水施設の整備等、逐次事業の拡充を図り、平成 29 年度には、水道事業の効率化と水道の運営基盤の強化を図るために、簡易水道の上水道への事業統合を行い、現在は計画給水人口 10,900 人、計画 1 日最大給水量 6,510 m^3 の事業規模となった。

今後の課題としては、運転開始から 55 年を経過した母畑浄水場については、浄水処理方式を変更せずに令和 3 年度から改修工事を実施してきたが、令和 5 年に原水水質が急激に変化する現象が確認され現行の改修計画に基づく浄水処理が困難となることも想定せざるを得ないため工事を一時中断し浄水処理方式の見直しについて調査・検討を実施し、改修工事の事業計画の見直しを実施しなければならない。

また、石綿セメント管や老朽管の更新及び給水区域の拡大地域への配水管布設等、将来に係る投資の見通し、及びその費用を充足するための財政の見通しを立てて安定的な給水に努めなければならない。

《上水道普及の推移》

年度／区分	給水戸数	給水人口	1 日平均給水量
平成 9 年	3,696 戸	13,242 人	5,624 m^3
平成 18 年	3,664 戸	10,704 人	5,217 m^3
平成 25 年	3,651 戸	9,754 人	5,499 m^3
平成 30 年	4,275 戸	11,372 人	5,352 m^3
令和 5 年	4,426 戸	10,727 人	5,092 m^3

(イ) 廃棄物処理施設

本町の廃棄物処理は、3 町 2 村で構成される石川地方生活環境施設組合で焼却施設、し尿処理施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場の 4 つの施設を管理しながら、管内より発生するごみやし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている。

焼却施設及びし尿処理施設は老朽化による機能低下のため、平成 31 年度から令和 3 年度にかけて基幹的設備改良工事を行ったものの、焼却施設は設置から 40 年、し尿処理施設は 29 年が経過しており引き続き計画的な整備・更新等を進める必要がある。

また、最終処分場については令和 14 年度中には容量が満杯になることが想定されており、次期最終処分場建設候補地となる浅川町において、建設

6. 生活環境の整備

用地の確保と粗大ごみ処理施設と最終処分場の建設に向け、現在、石川地方生活環境施設組合において事業を進めている。

(ウ) 火葬場

「いしかわ清苑」は火葬炉3基を有し、待合室、告別ホール、炉前ホール等を備えた3町2村で構成される石川地方生活環境施設組合の有する火葬場である。供用開始は平成21年3月と既に10年以上が経過しており、今後は、機械・設備等の老朽化が懸念されるため計画的な整備・更新等を進める必要がある。

(エ) 消防施設・防災体制

大規模化・複雑化する各種災害に対応するためには、消防・防災に関する組織、施設及び装備の充実を図り、災害の予防、避難場所の確保、発災時の応急対応などを想定した平時からの準備が重要である。

消防団については、人口減少、特に少子化による若年層の減少が著しく、団員数を確保することが非常に難しくなっていることから、組織・機構の改編を図り、屯所や車両等装備品を充実することで消防・水防力を強化する必要がある。

防災については、町全体の地域防災計画に基づき、防災施設や防災備品等を適正に設置、配備する必要がある。また地域住民による自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、自主防災組織の設立を支援し、地域防災活動を推進する必要がある。

(オ) 公営住宅

令和6年度末現在、約250戸の町営住宅を管理しており高い入居率を維持している。

しかし、多くの住宅は昭和50年以前に建築された木造の建物であり、すでに耐用年数を大きく経過していることから、将来推計の中で適正な管理戸数を判断した上で、除却、長寿命化、整備の選択肢を有機的に組み合わせ、本町の町営住宅施策を再構築していく必要がある。

(カ) その他

① 生活排水処理対策

河川沿いに桜並木の景観が広がる本町では、生活排水による河川の水質汚染防止と快適な生活環境実現のため、合併処理浄化槽設置に対する助成措置を実施しているが、令和7年3月末の汚水処理人口における普及率は75.1%であり、今後も積極的に普及の促進を図る必要がある。

② 自然災害対策

近年、多発する土砂災害等の自然災害に対し、石川町ハザードマップと石川町地域防災計画概要版を全世帯に配布するとともに災害時の心構えや避難行動等の啓発に努めているが、さらに避難行動要支援者への避難行動計画や避難ルートの明確化など防災力の向上が必要である。

一方、大雨等による浸水被害の対策事業として県による今出川河川改修事業が計画されており、河川断面の拡幅や法線変更に伴う管理道路に関連する町道及び橋梁等の施設整備が必要である。

(2) その対策

(ア) 水道施設

将来的に安心・安全な上水を安定的に供給するため、母畑浄水場の改修事業の計画見直しを進めるとともに、石綿セメント管や老朽管の更新及び給水区域の拡大地域への配水管布設等、将来に係る投資の見直し、及びその費用を充足するための水道料金の引き上げの試算、これら総合的に反映した投資・財政計画の見直しを進め、経営戦略の改定を図る中で整備方針を定めていかなければならない。

(イ) 廃棄物処理施設

啓発活動により、住民の生活様式を見直し、一般廃棄物等の減量化や資源化を進め、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。更には、廃棄物処理施設の長期的に安定した機能維持を図るため、機械・設備等の適切な維持管理と計画的な更新を行いながら施設の長寿命化を図る。

(ウ) 火葬場

火葬場機能維持のため、機械・設備等定期的な点検と維持管理計画に基づき計画的な更新を行いながら施設の延命化・長寿命化を図る。

(エ) 消防施設・防災体制

持続可能で適正な消防・水防組織体制を検討し、老朽化が著しい屯所や更新時期を迎えている消防車両等について、適宜改修、更新を行う。

避難所、防災倉庫及び備品を適正に指定、配置、配備する。

地域防災計画の改訂、ハザードマップの作成と併せ、地域住民による自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、自主防災組織の設立支援や防災士を育成する。

(オ) 公営住宅

老朽化が進む町営住宅については、「町営住宅長寿命化計画」に基づく効率的な改修・修繕、解体を行うとともに、新規の町営住宅の確保についても検討する。また、空き家や民間賃貸住宅などを公営住宅として位置付けるなど、地域の住宅ストックを有効活用する新たな方法などを模索する。

(カ) その他

① 生活排水処理対策

生活排水処理対策として、浄化槽の設置や適正管理が重要であることを住民に周知するとともに、合併処理浄化槽助成制度の利用を促進し、浄化槽普及率の向上を図り、河川等の水質保全に努める。

② 自然災害対策

6. 生活環境の整備

土砂災害等の自然災害への防災力向上のため、情報伝達、警戒避難体制や避難行動要支援者への避難行動計画の整備を図るとともに、要配慮者利用施設においての避難計画の作成及び避難訓練の実施に努める。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 ・その他	浄水場改修事業 浄水場設備の更新	石川町 水道事業所	
		水道管布設及び更新事業 水道管布設及び石綿管の更新事業	石川町 水道事業所	
	(3) 廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設 ・し尿処理施設	機械設備維持管理事業 ごみ処理施設機械設備の維持管理	石川地方生活 環境施設組合	
		最終処分場建設事業 最終処分場の建設	石川地方生活 環境施設組合	
		機械設備維持管理事業 し尿処理施設機械設備の維持管理	石川地方生活 環境施設組合	
	(4) 火葬場	火葬場設備維持管理事業 機械設備の維持管理	石川地方生活 環境施設組合	
	(5) 消防施設	消防施設等改修・更新事業 消防屯所改修 耐用年数経過車両等の更新	石川町	
	(6) 公営住宅	町営住宅長寿命化事業 既存住宅の長寿命化改修	石川町	
	(8) その他	自然災害対策事業（河川改修） 道路及び橋梁等整備	石川町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「6. 生活環境の整備」における施設等の整備については、石川町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

石川町公共施設等総合管理計画抜粋
～「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」～

13 消防施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

本町の消防施設は、石川地区に10施設、中谷地区に5施設、山橋地区に4施設、沢田地区に4施設、母畑地区に3施設、野木沢地区に3施設、あわせて29施設の消防屯所が、町民の安全を守る防災拠点として設置されています。

(2) 管理に関する基本的な方針

昭和56年以前に建築された消防施設に対する耐震補強を検討することとあわせて、消防団活動や防災活動など、地域防災力を衰退させない

ための消防施設の適切な配置について、行政区と町による話し合いを進め、地域防災力の強化を図ります。

15 公営住宅

「石川町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅等の状況把握及び日常的な維持管理を図ります。また、予防保全的な修繕及び改善や、耐久性の向上による修繕周期の延長、定期点検の充実化などにより、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。さらに、長寿命化の費用対効果が十分に得られない状況等を考慮し、本町全域における住宅供給のバランスに配慮しながら、計画的な建替えや用途廃止等の検討も進めます。

特に、木造の戸建住宅で老朽化が進行しているものについては、入居者が退去し次第、解体する方針です。

22 水道施設

水道は住民生活に直結する重要なインフラであり、水道水の安定的な供給を図るべく施設の建設・更新や耐震化を行います。

老朽化が進む施設の更新にあたり、現状の水需要動向による施設規模、運用面からの施設の再配置、経営面からの運転・維持管理を検討し、また事業経営への負担を十分に考慮し中長期的な財政の見直しに立ち、策定した計画に基づき更新を行います。

また、浄水施設等の運転管理業務や維持管理業務の委託化について検討を進め、より効率的な施設の運営を行います。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



(1) 現況と問題点

(7) 児童福祉

本町の保育施設については、町立の認定こども園、学校法人の認定こども園、小規模保育事業所があり、受け入れ態勢については充実しているが、核家族化や共働き世帯の増加により、保育ニーズが多様化している。

核家族化や地域のつながりの希薄化により子育て中の親子が地域の中で孤立することがないように、地域子育て支援拠点として、モトガッコ内で「赤ちゃん広場・屋内遊び場」を提供している。

放課後児童クラブについては、少子化により児童数は減少しているが、利用者は増加傾向にある。

(4) 高齢者福祉

令和6年の本町の高齢化率は40.2%であり、高齢化が着実に進んでいる。また、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、地域における見守りや生活支援体制の充実が求められている。人口減少と高齢化が進む中、65歳を過ぎても就労や地域活動など、積極的に社会参加ができる高齢者を増やすことで、高齢者自身が地域の生活支援の「支え手」として活躍することが期待される。心身機能及び生活機能低下を防ぎ、元気に活躍できる高齢者を増やすためにも、健康づくりから疾病予防・介護予防の取り組みを切れ目なく効果的に展開していく必要がある。

一方、支援や介護が必要な高齢者やその介護者が、安心して生活を持続することができるように、在宅医療・介護の連携体制づくりを強化するとともに、在宅福祉サービスを充実させていくことが課題である。また、介護サービス需要が増え続ける中で安定的に介護サービスの提供を継続するために介護福祉人材の確保も大きな課題となっている。

(7) 母子保健

核家族化とともに夫婦共働きの世帯が増え、子どもを産み、育てる世代のライフスタイルが多様化している中、将来の妊娠・出産・子育てなどに対して不安を感じている住民もいる。

本町では令和6年度に、改正児童福祉法で定めるこども家庭センターを設置し、これまで設置されていた子育て包括支援センター（母子保健）の機能と、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能が一つとなり、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援に努めている。

また、町内に小児科・産婦人科の専門医療機関がないことから、妊婦や乳幼児の多くが他自治体の医療機関を受診しており、特に夜間休日の小児

救急医療には子育て世代の保護者の負担が大きく課題となっていたことから、令和5年度より、産婦人科・小児科オンライン相談事業を開始し、小児科医、産婦人科医、助産師がオンラインで相談に対応している。

(エ) 障がい者福祉

令和7年4月1日現在の障害者手帳の所持者数は、身体障害者手帳が559名、療育手帳が238名、精神障害者保健福祉手帳が141名となっている。ここ5年間の推移をみると身体障害者手帳及び療育手帳、更には精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加している。

障害者が住み慣れた地域で生活するためには居住の場、在宅サービスの充実、日中活動の場の確保、相談支援体制の整備等の受け皿づくりが必要である。

令和2年度に石川郡5町村共同で石川地方障がい者基幹相談支援センターを設置し、令和6年度には障害児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を図るため、地域生活支援拠点等を整備してきたが、今後は石川郡内に地域活動支援センターを整備することが課題となっている。

(2) その対策

(7) 児童福祉

令和7年4月に開園した町立認定こども園は、石川町保育施設再編整備計画に基づき、公立保育施設を1つに集約した幼保連携型のこども園である。地域における子育て支援の機能を発揮し、多様化する保育ニーズに対応していく。

地域子育て支援拠点としての「赤ちゃん広場・屋内遊び場」を引き続き提供し、子育て中の親の不安感、負担感の軽減を図っていく。

放課後児童クラブについては、利用要件を満たした利用希望児童を全員受け入れられるように受け入れ態勢の整備を図る。

(イ) 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、身近な地域のつながりの中での見守り・支え合う、地域福祉ネットワーク事業を推進する。

また、高齢者が元気に社会参加し生きがいを持って過ごせるよう、健康づくりから疾病予防・介護予防までを一体的に実施し、併せて老人クラブ活動や、地域支え合い活動を促進する。

高齢者がどんな状態にあっても、その人らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの充実・深化を図っていく。

人材確保と継続的な就労支援に向けた取組みを継続し、民間や介護保険サービス事業所、関係機関との連携を図り、やりがいと誇りをもって就労できる環境づくりを支援する。

(ウ) 母子保健

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

こども家庭センターが相談支援のワンストップ拠点として、妊娠・出産・子育て期を通した多様なニーズに対応し、関係機関との連携を図りながら、総合的に支援を提供する。

また、相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、支援の充実・強化を図る。

妊娠や出産、健康に関する相談先や支援事業の一つとして、産婦人科・小児科オンライン相談事業を実施し、妊産婦やこどもの健康に関する相談に対し、オンラインによる対応や情報提供の普及・啓発を図る。

(エ) 障がい者福祉

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がいを予防・軽減する保健、医療施策の推進、障がいのある方の暮らしを支える障害福祉サービス等の提供、相談支援や情報提供、地域生活支援事業の充実を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(2) 認定こども園	認定こども園運営経費 町立認定こども園の運営経費・施設管理 経費	石川町	当該施策は 地域の持続 的発展に資 するもので あり、その効 果は将来に 及ぶもので ある。
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	保育サポート事業 在宅保育支援金（0歳～2歳） 民間等保育施設給食費補助	石川町	
		子育て応援事業 新生児誕生祝金 赤ちゃん広場・遊び場の運営 児童クラブ運営事業 小中学校入学準備応援事業	石川町	
		地域生活支援事業 障害者等相談支援、地域生活支援給付 日常生活用具給付	石川町	
		母子保健事業 妊産婦一般健康診査助成 産後ケア事業、乳幼児健康診査 産前・産後サポート事業 遠方の分娩取扱施設への出産支援 産婦人科・小児科オンライン相談事業 妊婦のための支援給付事業 生殖補助医療交通費支援事業	石川町	
		健康健診事業 特定健康診査	石川町	
		予防接種事業 定期予防接種、任意予防接種費用助成 風しんの追加的対策事業	石川町	
		がん検診事業	石川町	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		生活安心サポート事業 緊急通報システムの設置	石川町	
		医療費助成事業 妊産婦医療費助成 子ども医療費助成 ひとり親家庭医療費助成 重度心身障害者医療費助成	石川町	
		高齢者いきいき活動助成事業 老人クラブ活動の促進支援	石川町	
		老人福祉施設入所経費 養護老人ホーム等入所者措置経費	石川町	
		障害福祉サービス等給付事業 障害福祉サービス等給付	石川町	
	(9) その他	子どもの遊び場遊具等改修事業 遊具等施設の維持管理、充実	石川町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「7. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」における施設等の整備については、石川町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

石川町公共施設等総合管理計画抜粋
～「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」～

9 幼保・こども園

(1) 現状や課題に関する基本認識

本町の保育施設は、令和4年度に野木沢保育所を、令和7年度に「第一保育所」と「第二保育所」を統合し石川町立いしかわこども園となりました。そのほか「文教福祉複合施設(モトガッコ)に児童クラブ」があります。

(2) 管理に関する基本的な方針

石川町保育施設再編整備計画(改訂版)を基に町で保育施設を1つに集約した町立認定こども園を新設し令和7年度開園しました。今後は継続的な維持管理・修繕により長寿命化を推進します。

また、旧野木沢保育所については、令和7年度もしくは令和8年度に除却をする予定です。

8. 医療の確保



(1) 現況と問題点

本町には入院及び救急医療に対応できる医療機関がないため、町内医療機関と高度医療に対応可能な二次医療圏の総合病院等との連携や、救急体制機能の整備が必要である。

さらに、地域包括ケアシステムの充実の一環として、在宅療養・在宅看取りを推進するため、在宅医療・訪問看護等の体制強化も求められている。

(2) その対策

救急医療に対応するため、令和3年8月にドクターヘリポートの整備を行った。

また、休日等の診療を確保するため、石川郡医師会に在宅当番医を委託する。

さらに、地域包括ケアシステムの充実のため、在宅医療・介護連携多職種会議等を通して、地域課題の共有と連携強化を図り、住民のニーズに応じた医療の提供と、必要な医療資源の確保を支援する。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	民間診療所支援事業 民間診療所の新設開所補助 民間診療所の改修・設備更新補助 特定診療科の開設費補助	石川町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		救急医療事業 休日等の在宅当番医委託	石川町	
		特定診療科確保事業 周産期・小児地域医療支援講座負担金	石川町	

9. 教育の振興



(1) 現況と問題点

(7) 学校教育

人口減少や少子化により児童・生徒数が減少する中、ふるさとに愛着を持ち、本町の次代を担う人材を育成するため、ふるさと教育の推進を図るとともに、豊かな人間性や社会性を育む環境整備が求められている。

児童数の推移等を踏まえ、望ましい教育環境の中で効率的な教育が受けられるよう、令和4年度から沢田小学校、令和7年度から野木沢小学校を石川小学校に統合し、学校規模の適正化を図った。今後は学校生活の安全と快適な教育環境を確保するため、計画的に施設の修繕や改修を行う必要がある。

また、GIGAスクール構想の実現に向け児童生徒1人1台のタブレット端末の配備や高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を行い、ICTの理解や活用能力を高める情報化教育の推進を図った。今後は個別最適な学びと協働的な学びの実現のため、ICTのさらなる利活用を推進する必要がある。

また、義務教育における子育て支援事業の一環として、保護者の負担する学校給食費の全額補助や、学校統合に伴う石川小学校及び石川中学校に通学する児童生徒の通学支援として、通学専用バスの運行や路線バス乗車賃の補助を実施している。

(4) 社会教育

少子高齢化や人口減少が加速する中、地域住民の絆を深め、交流を図っていくための生涯学習活動及び生涯スポーツの推進を図るための環境づくりが重要となっている。

生涯学習の分野では、多種・多様化する社会の中、子どもから高齢者まで幅広い世代の住民に「まなび」の機会を提供し、豊かな心と生きがいづくりを目的に、講座の開催や学習情報の提供を行っている。しかしながら、住民ニーズが多様化する中で、如何に町民一人ひとりの自発的な学習活動を支援するとともに、住民の学習意欲を高め、事業を実施するかが課題となっている。

生涯スポーツの分野では、石川町総合体育館、石川町武道館、石川町温水プール、町民グラウンド野球場など、屋内外用の様々な社会体育施設を管理運営しているが、各施設の老朽化が進む中、適正な維持・管理を図るため、計画的な改修や備品等の更新が必要である。

また、体力の維持向上をめざして、余暇時間等を利用した、様々なスポーツ活動の場の提供が求められているが、その反面、スポーツ離れに歯止めをかけるために、児童・生徒も含めた他種目化・多世代化への対応が必要になっている。

9. 教育の振興

(2) その対策

(7) 学校教育

石川小学校及び石川中学校の LED 化、石川小学校屋内運動場への空調整備を実施し、児童・生徒の快適な教育環境の確保を図る。

また、学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の老朽化対策や長寿命化など計画的かつ効率的な施設整備と 1 人 1 台タブレット端末の更新等、情報化教育推進に係る教材や設備の整備を図る。

(4) 社会教育

生涯学習分野においては、町民の様々なライフステージに合わせた、生涯学習の情報収集・提供を図り、民間の手法等も参考としながら魅力ある事業を実施する。

また、モトガッコとして住民に親しまれている文教福祉複合施設の生涯学習機能の充実を図り、住民の交流や学びの場として、「いつでも・どこでも・誰でも」学ぶことのできる生涯学習活動を支援する施設としての円滑な運営に努める。

生涯スポーツの分野においては、町民が良好な環境でスポーツができるよう、現在の社会体育施設の整備・改修などを計画的に行い、生涯スポーツや高齢者スポーツなどを安心して楽しむことのできる施設として管理運営する一方、町体育協会や学校教育団体等の育成・支援体制強化を目指し、すべての町民が気軽に様々なスポーツを楽しみながら、体力づくりや地域コミュニティの場として活用できる環境整備を推進する。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 ・ 校舎	小中学校 LED 化事業 小中学校照明 LED 化	石川町	
		学校施設改善事業 長寿命化に係る改修	石川町	
	・ 屋内運動場	屋内運動場空調整備事業 石川小学校屋内運動場の空調整備	石川町	
		学校施設改善事業 長寿命化に係る改修	石川町	
	・ その他	学校 ICT 環境整備事業 タブレット端末の更新	石川町	
	(3) 集会施設・体 育施設等 ・ 集会施設	勤労青少年ホーム改修事業 長寿命化に係る改修	石川町	
		文教福祉複合施設改修事業 長寿命化に係る改修	石川町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	・ 体育施設	温水プール大規模改修事業 天井等の修繕及び施設の改修	石川町	
		総合体育館改修工事 アリーナ空調機設置工事屋根修繕 アリーナ床面修繕	石川町	
		町民グラウンド・武道館改修工事	石川町	
	・ 図書館	図書館改修事業 施設の修繕	石川町	
		図書館管理運営事業 貸出業務のデジタル化 地域に根差した図書の充実	石川町	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	外国語指導助手招致事業 外国語指導助手の配置	石川町	当該施策は 地域の持続 的発展に資 するもので あり、その効 果は将来に 及ぶもので ある。
		国際理解教育推進事業 英国文化体験教室（小学6年生）	石川町	
		教育・学校支援員配置事業 学校用務員、学校司書 特別支援教育支援員、ICT支援員 学習支援員、中学校部活動指導員	石川町	
		通学援助事業 通学バス運行等事業	石川町	
		学校給食補助事業 児童・生徒の給食費の補助	石川町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「9. 教育の振興」における施設等の整備については、石川町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

石川町公共施設等総合管理計画抜粋

～「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」～

1 集会施設〔公民館〕

集会施設は、地域に密着している施設であり、地域コミュニティの形成や生涯学習活動の拠点施設、避難所として、各地区に配置する必要があります。継続的に維持管理・修繕を行い、長寿命化を推進し、経過年数以上に劣化が進んでいる建物は優先的に対応します。なお、将来的に建替えが必要な時期となった場合は、利用者や立地の状況、近隣施設との複合化も視野に入れ、対応します。

5 スポーツ施設

旧石川町体育館は、平成30年度に解体し、現在は旧石川小学校体育館に耐震補強等を行い町体育館として開放しています。石川町武道館については現在目立った損傷は見受けられませんが、石川町温水プールは継

継続的な維持管理・修繕により、長寿命化を推進するとともに、民間企業への指定管理制度や、管理委託などの導入を検討する必要があります。

7 産業系施設〔勤労青少年ホーム〕

石川町勤労青少年ホーム、中谷自治センター（農村婦人の家）ともに建築から30年以上が経過しています。継続的な維持管理・修繕、耐震補強により長寿命化を推進するとともに、民間企業への指定管理制度や、管理委託などの導入を検討します。

8 学校

（1）現状や課題に関する基本認識

本町の学校施設は、平成27年度に統廃合を行ったのち、令和4年度に石川町立沢田小学校を、令和7年度に石川町立野木沢小学校を石川小学校に統合した結果、石川町立石川中学校とあわせ計2施設となっています。

（2）管理に関する基本的な方針

平成27年度に小・中学校の統廃合を行い、現在は中谷地区に石川小学校と石川中学校が所在しています。また、旧野木沢小学校は令和6年度末に閉校となりましたが、物品の処分が完了後、令和8年度から普通財産に移管し、今後の利活用について検討を行っていきます。

これら2施設の建物のうち、石川中学校は築後50年を経過し老朽化が進んだ状態です。今後はメンテナンスの頻度が高まることが予測されますので、計画的な補修に努める必要があります。

16 公園〔総合体育館〕

利用者の安全を確保する観点から、適正な維持管理を行います。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保に努めます。点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

急激な人口減少と少子・高齢化の進行、就業形態の多様化などにより、地域の担い手が不足することで、地域内における互助・共助の仕組み（結い）が希薄になり、これまで集落単位で行われてきた活動に対する住民負担が増すなど、自治機能の維持が困難になっている。

更に、地域の拠点であった商店の閉店や事業所の撤退が進み、生活を支えるサービス機能も弱体化している。

町では、合併前の旧町村を単位に6つの自治センターを配置し、生涯学習や地域づくり、交通や防犯、福祉や防災活動を進めているが、今後も少子高齢化や人口減少が進み、**コミュニティ**の衰退が予想されることから、地域の自治能力を高めるとともに、助け合い・支え合いのあふれる社会の再構築が求められている。

(2) その対策

住民の自発的な**コミュニティ**活動や地域の活性化、地域課題の解決等に向けて自らが立案し、実践する体制を構築するため、6地区において「地域自治協議会（地域運営組織）」の運営強化を図り、協議会と町が連携しながら集落生活圏の維持を図る。

また、UIJターン希望者や若者の住環境整備を支援し、移住・定住の促進を図るとともに、集落支援員や地域おこし協力隊制度の活用により、集落としての機能維持・活性化を図るとともに、日々の暮らしに必要な買い物や医療、教育、公共交通の確保を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり推進事業 地域自治協議会運営交付金 地域自治活動交付金 地区まちづくり交付金	石川町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		地域おこし協力隊の活用 導入・運営・事業費（再掲）	石川町	
		みんなのまちづくり事業 事業費補助	石川町	
	(3) その他	地域拠点施設整備事業 母畑・石川自治センター等整備工事	石川町	
		集会所等整備事業 事業費補助	石川町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「10. 集落の整備」における施設等の整備については、石川町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

石川町公共施設等総合管理計画抜粋

～「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」～

1 集会施設〔各地区自治センター〕

集会施設は、地域に密着している施設であり、地域コミュニティの形成や生涯学習活動の拠点施設、避難所として、各地区に配置する必要があります。継続的に維持管理・修繕を行い、長寿命化を推進し、経過年数以上に劣化が進んでいる建物は優先的に対応します。なお、将来的に建替えが必要な時期となった場合は、利用者や立地の状況、近隣施設との複合化も視野に入れ、対応します。

1 1. 地域文化の振興等

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



(1) 現況と問題点

本町には、先人から受け継がれた歴史的な遺産や伝統芸能など、貴重な数多くの文化財が所在している。また、本町は日本三大ペグマタイト鉱物産地の一つに数えられ、鉱物資源にも恵まれている。これらの文化財及び鉱物資源を将来世代に継承し、地域文化の発展につなげるために、現存する歴史文化遺産の保存と活用を計画的に推進する必要がある。

本町の歴史文化遺産の保存・収集・公開を行う歴史民俗資料館は、昭和49年開館と50年以上が経過したことから老朽化が著しく、展示・収蔵スペースも狭隘であった。このため、廃業した民間の結婚式場を町が取得し、博物館施設として改修のうえ、令和6年4月末に移転開館した。一方で、現時点の改修は1階部分に限られており、図書閲覧室は未整備である。さらに、2階フロアおよびチャペルの活用・整備方針が未定であることが課題である。

(2) その対策

歴史文化遺産の保存と活用を計画的に推進するため、平成30年度に策定した「石川町歴史文化基本構想」の内容を具体化し、実効性を高めるべく、「石川町文化財保存活用地域計画」の作成を進めている。当該計画は、町内に所在する文化財を総合的に把握し、保存および活用を一体的に推進するとともに、歴史・文化を活かした地域づくりの基本的方向性を示すものである。本地域計画に基づき、地域住民の郷土史理解の深化と郷土愛の醸成を図るとともに、日本三大ペグマタイト鉱物産地として評価の高い本町の鉱物資源について、保存・展示・学習機会の充実を進める。これにより、鉱物を核とした地域ブランドの形成と交流人口の拡大（町内外）を目指す。

あわせて、移転開館後の資料館が抱える課題については、令和3年度作成の「石川町立歴史民俗資料館移転整備基本計画」に基づき、短期的な取組から順次着手する。さらに、施設全体の機能強化と持続的な運営を見据え、収蔵・展示機能の拡充、学習・交流機能の整備、運営体制および財源計画の確立を検討し、基本計画を詳細化した上で、段階的な整備を進める。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興 施設等	地域文化振興施設整備事業 歴史民俗資料館の改修 チャペル棟解体・跡地整備	石川町	
	(3) その他	自由民権運動史跡整備事業 鈴木重謙屋敷を史跡公園として整備	石川町	

11. 地域文化の振興等

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		和久観音山ペグマタイト鉱床整備事業 和久観音山ペグマタイト鉱床を安全に見学する整備	石川町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「11. 地域文化の振興等」における施設等の整備については、石川町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

石川町公共施設等総合管理計画抜粋
～「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」～

4 博物館等〔歴史民俗資料館〕

石川町立歴史民俗資料館は令和6年度に民間から取得した旧結婚式場を改修し移転しました。今後は継続的な維持管理・修繕により長寿命化を推進していきます。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進



(1) 現況と問題点

エネルギー利用が不可欠な日常生活において、化石燃料の使用は、大気汚染や地球温暖化等の原因となっている。また、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故以後は、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの普及が課題となっており、国が掲げる 2030 年度温室効果ガス排出 46%（2013 年比）削減目標を達成するためにも、町民・企業・行政が協力し一体となって、地球温暖化対策に取り組まなければならない。その一環として、温室効果ガスの排出を抑止する再エネ機器の普及促進に努めることが必要である。

(2) その対策

地球温暖化対策の推進に関する法律の地方公共団体の責務を推進するため、太陽光発電システムやヒートポンプシステム、蓄電池などの設置に補助金を交付し、再生可能エネルギー機器の普及を推進するとともに、町民や事業者などの自主的な取り組みを促進しながら、脱炭素社会の実現を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業	地球にやさしいまちづくり事業 再生可能エネルギー設備の設置補助	石川町	当該施策は地 域の持続的発 展に資するも のであり、そ の効果は将来 に及ぶもので ある。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「12. 再生可能エネルギーの利用の推進」における施設等の整備については、石川町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

石川町公共施設等総合管理計画抜粋
～「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」～

13. その他地域の自立促進に関し必要な事項



(1) 現況と問題点

公立小・中学校の統合により空き校舎となった施設については、「廃校施設の利活用に関する基本方針」に基づき施設の利活用及び処分を進めている。

また、本町の大部分を占める中山間地域では、過疎化や少子高齢化が一層進んでおり、一次産業の担い手不足、遊休農地（耕作放棄地）の増加、鳥獣被害の増加、地域コミュニティ機能の低下等が深刻な課題となっている。

(2) その対策

旧学校施設は、多様化する町民ニーズに適切に対応できるよう整備を行う。

また、中山間地域の衰退は、まちなかの住民も含めて町民全体の課題であることから、2から12に記載の事業の他、本町の実情に合わせた振興策について、行政や地域住民が一体となって持続可能な地域社会の形成に取り組む。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の自立促進に関し必要な事項		公共施設利活用推進事業 未利用公共施設の利活用促進	石川町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「13. その他地域の自立促進に関し必要な事項」における施設等の整備については、石川町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

石川町公共施設等総合管理計画抜粋
～「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」～

14. 過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



(1) 現況と問題点

本町の大部分を占める中山間地域では、過疎化や少子高齢化が一層進んでおり、農林水産業など産業活動の低迷や担い手不足、遊休農地（耕作放棄地）の増加、鳥獣被害の増加、地域コミュニティ機能の低下等が深刻な課題となっている。

(2) その対策

中山間地域の衰退は、市街地の住民も含めて町民全体の課題であることから、本町の実情に合わせた振興策について、行政や地域住民が一体となって取り組む。

◆事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分〔再掲〕◆

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業	移住・定住促進事業 空き家・ふるさと復興支援事業 移住支援金 結婚新生活支援事業 移住定住促進家賃補助	石川町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		定住促進事業 テレワーク×くらし体験補助金	石川町	
		石川ワーク&ライフの推進 石川ワーク&ライフの推進事業	石川町	
		地域おこし協力隊の活用 定住促進事業（再掲）	石川町	
		関係人口の創出拡大 地方創生推進事業	石川町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業	鳥獣被害対策事業 鳥獣被害対策実施隊報償 鳥獣被害防止施設等整備費補助	石川町	
		森林環境保全事業 広葉樹林再生事業委託 松くい虫防除事業委託 森林環境保全整備事業費補助	石川町	
		農業経営体活性化事業 新規就農者経営確立支援 認定農業者経営改善ステップアップ事業補助 収入保険加入促進支援 耕作放棄地解消支援 農業経営担い手育成支援	石川町	
		園芸作物振興事業 園芸産地育成支援	石川町	
		水田利活用自給力向上事業 水稻低コスト化推進 新規需要米生産推進	石川町	
		地域農産物6次化推進事業特産品開発事業 特産品開発支援	石川町	
		畜産振興事業 酪農ヘルパー利用促進 飼育牛予防接種支援 優良基礎牛導入支援 畜産経営継続支援	石川町	
		農地流動化事業 農地集積・経営規模拡大支援	石川町	
		地域計画（人・農地プラン）推進事業 新規就農者育成支援	石川町	
		観光物産振興事業 観光物産振興事業委託 観光イベント補助、観光街路灯LED化	石川町	
		商工団体支援事業 事業費補助	石川町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業	中小企業経営支援事業 がんばる企業支援事業費補助 経営合理化資金信用保証料補助	石川町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである
		創業支援事業 創業支援補助、空き店舗等活用補助	石川町	
		企業立地推進事業 企業立地奨励金	石川町	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業	電子自治体化の推進 I C T 総合管理経費	石川町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業	路線バス対策経費 地方バス路線運行維持対策費補助	石川町	
		地域公共交通確保維持改善事業 地域公共交通計画策定 地域公共交通活性化協議会負担金 地域公共交通再編実証実験 買い物支援ミニバス運行経費	石川町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域 持続的発展 特別事業	保育サポート事業 在宅保育支援金（0歳～2歳） 民間等保育施設給食費補助	石川町	
		子育て応援事業 新生児誕生祝金 赤ちゃん広場・遊び場の運営 児童クラブ運営事業 小中学校入学準備応援事業	石川町	
		地域生活支援事業 障害者等相談支援、地域生活支援給付 日常生活用具給付	石川町	
		母子保健事業 妊産婦一般健康診査助成 産後ケア事業、乳幼児健康診査 産前・産後サポート事業 遠方の分娩取扱施設への出産支援 産婦人科・小児科オンライン相談事業 妊婦のための支援給付事業 生殖補助医療交通費支援事業	石川町	
		健康健診事業 特別健康診査	石川町	
		予防接種事業 定期予防接種、任意予防接種費用助成 風しんの追加的対策事業	石川町	
		がん検診事業	石川町	
		生活安心サポート事業 緊急通報システムの設置	石川町	
		医療費助成事業 妊産婦医療費助成 子ども医療費助成 ひとり親家庭医療費助成 重度心身障害者医療費助成	石川町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者いきいき活動助成事業 老人クラブ活動の促進支援	石川町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		老人福祉施設入所経費 養護老人ホーム等入所者措置経費	石川町	
		障害福祉サービス等給付事業 障害福祉サービス等給付	石川町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	民間診療所支援事業 民間診療所の新設開所補助 民間診療所の改修・設備更新補助 特定診療科の開設費補助	石川町	
		救急医療事業 休日等の在宅当番医委託	石川町	
		特定診療科確保事業 周産期・小児地域医療支援講座負担金	石川町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	外国語指導助手招致事業 外国語指導助手の配置	石川町	
		国際理解教育推進事業 英国文化体験教室（小学6年生）	石川町	
		教育・学校支援員配置事業 学校庁務員、学校司書 特別支援教育支援員、ICT支援員 学習支援員、中学校部活動指導員	石川町	
		通学援助事業 通学バス運行等事業	石川町	
		学校給食補助事業 児童・生徒の給食費の補助	石川町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり推進事業 地域自治協議会運営交付金 地域自治活動交付金 地区まちづくり交付金	石川町	
		地域おこし協力隊の活用 導入・運営・事業費（再掲）	石川町	
		みんなのまちづくり事業 事業費補助	石川町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地球にやさしいまちづくり事業 再生可能エネルギー設備の設置補助	石川町	

